

第4期山梨県カワウ管理指針の概要

1 目的及び背景

本県では、平成26年5月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正に伴い、平成28年1月にカワウを管理すべき鳥獣と位置づけた関東カワウ広域管理指針が策定されたことを受け、平成29年3月に第3期山梨県カワウ管理指針を策定した。第3期山梨県カワウ管理指針については令和3年度末に満了となるが、継続して人間とカワウと魚類の共生を図り、水産業被害等への対策を推進するため、第4期山梨県カワウ管理指針を策定するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

カワウ

3 指針の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 管理の目標

(1) 現状

本県のカワウは月ごとに変化はあるものの、約400羽が確認されている。これまで、県内のカワウの繁殖は下曽根コロニー1箇所で行われていたが、令和元年に畜産酪農技術センターの敷地内で一部が繁殖成功し、令和2年には畜産酪農技術センターの敷地内のみで、令和3年は畜産酪農技術センター周辺の高圧線鉄塔のみで繁殖が行われた。現在は、下曽根コロニー1箇所に封じ込めるための対策を行っている。

(2) 管理の目標

ア カワウによる被害の抑制

漁業権魚種を中心として食害を防止する。これまでどおり、放流したアユがカワウに食べられる割合を5%以内に抑えられるよう管理を行っていく。

イ 生物多様性保全の観点からのカワウ個体群の健全な維持

水域生態系のバランスを保つため、食害を許容できる程度に生息場所と個体数を抑制しつつ、個体数が急減しないようモニタリングを継続し、順応的に管理を行う。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 被害防除対策

被害防除や有害捕獲については山梨県漁業協同組合連合会が主体となって行う。県は、速やかに銃器や釣り針捕獲の許可が出せるよう、関係機関へのカワウ対策に関する現状周知に努める。

イ 個体群管理

個体数モニタリング、ねぐら・コロニー管理を山梨県漁業協同組合連合会が県の指導を受けながら行う。その他、県では、同連合会の行う対策に関する試験研究、指導普及、効果測定を行う。

ウ 生息環境管理

国土交通省、県は河川工事を行う場合には河道内における動植物の多様な生息、生育環境の保全について十分考慮し対策を行う。

6 数の調整に関する事項

(1) 基本方針

現在、カワウ個体数の急激な減少は見られないことから、当面は有害捕獲により捕獲を推進していくこととするが、生息個体数を勘案し、必要に応じて捕獲数について見直すこととする。

(2) 有害捕獲

銃器、釣り針による捕獲及びコロニーでの繁殖抑制を行う。

(3) コロニー・ねぐらの管理

カワウを下曽根コロニー1箇所に封じ込め、生息数の抑制・コロニー拡大の防止・他地域への分散を防ぐ。また、新たな場所にコロニー・ねぐらが形成された場合、早期に対策を行い除去する。

7 その他

(1) 被害防除対策

人がカワウの飛来地で対策を実施することがもっとも効果的であることから、銃器やロケット花火、レーザーポインタ照射による追い払いを柱とし、様々な防除方法を組み合わせる。

(2) モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理をするためにモニタリングを行う。

ア 毎月コロニーで生息数のカウントを行う。

イ 足環標識調査により広域の動向を把握する。

ウ 捕獲個体の解剖による胃内容物、年齢組成、性比、成熟状況などの調査を行う。併せて、関東カワウ広域協議会の一斉モニタリング調査に協力する。

(3) 計画の推進体制

ア 関東カワウ広域協議会に参加し、被害対策等について情報交換を行っていく。

イ 関東カワウ広域協議会山梨県協議会を構成し、計画の効果的な推進を支援する。

カワウの推定生息数、捕獲数及び被害状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
推定生息数(羽)	327	395	304	275	157
捕獲数(羽)	671	726	504	608	324
放流アユの食べられる割合(%)	8.1	10.2	8.0	7.3	4.3

※推定生息数は、下曽根生息数+桂川橋飛来数の平均値